

国立大学法人筑波大学山岳科学センター及びサンケイ化学株式会社
における害獣への薬剤忌避効果評価試験契約書

国立大学法人筑波大学山岳科学センター（以下「甲」という）及び、サンケイ化学株式会社（以下「乙」という）は、乙のカジランS フロアブル（KW-10）及びKW-11の薬剤（以下「本剤」という。）を使用した評価試験を甲が実施するにあたり、下記の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（評価試験の実施）

1. 甲は、甲及び乙で取り決めた下記の項目について、本剤を使用した評価試験（以下「評価試験」という。）を実施する。
「評価試験」
 - 1) 新たに植樹したスギ、ヒノキ、カラマツ等の植栽苗の獣害被害防止のため、本剤を処理し獣害に対する忌避効果を調査する。
 - 2) 対象とする獣害はニホンジカ、カモシカ、野兔、野鼠、熊等が想定されるが、発生する獣害被害に対して忌避効果を調査する。
2. 甲は、評価試験を自ら自機関の施設内にて実施、または乙の事前同意を得て外部試験機関（以下「試験機関」という）に自らの責任と費用で委託して実施する。但し、評価試験を試験機関に委託して行う場合、甲は、あらかじめ当該試験機関に対し本契約の第4条（秘密保持および目的外使用の禁止）に記された義務と同等の義務を課すものとし、また、当該試験機関の当該義務遵守につき、乙に対して直接責を負う。
3. 甲は、本剤については乙の書面による事前了解を得ずに、評価試験以外の評価試験に供してはならず、また、評価試験の目的を超えて分析又は解析等を行ってはならない。

第2条（情報の開示等）

乙は、甲が評価試験を行うために必要な情報及び甲に無償で開示又は提供する。

第3条（承認評価試験結果の報告）

甲は、評価試験の実施により得られた試験成績を、評価試験終了後、速やかに書面にて乙に報告する。当該報告の完了を以って、評価試験の完了とする。

第4条（秘密保持および目的外使用の禁止）

1. 甲は、乙秘密情報を厳格に秘密に保持するものとし、乙の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示、提供または漏洩してはならず、評価試験以外の目的に使用してはならない。
2. 乙は、前条にいう試験成績を厳格に秘密に保持するものとし、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示、提供または漏洩してはならず、評価試験以外の目的に使用してはならない。